

別紙（名護市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（一部抜粋））
（案）

別表第2（第9条関係）

あけみお スポーツ コンベン ションセ ンター	トレーニング 室	中学生・高校生	1時間につき	市内	4,700円
				市外	9,300円
		一般	1時間につき	市内	9,300円
				市外	18,500円
		一般（満65歳以 上の者）	1時間につき	市内	4,700円
				市外	9,300円
		職業団体	1時間につき		33,600円
	多目的室1		1時間につき	市内	800円
				市外	1,500円
				空調設備 利用加算	300円
	多目的室2		1時間につき	市内	800円
				市外	1,500円
				空調設備 利用加算	300円
	多目的室3		1時間につき	市内	1,500円
				市外	3,000円
				空調設備 利用加算	600円
多目的室4		1時間につき	市内	800円	
			市外	1,500円	
			空調設備 利用加算	300円	
多目的室5		1時間につき	市内	800円	
			市外	1,500円	
			空調設備 利用加算	300円	
多目的室備品		1点1時間につ き	1,000円以内で規 則で定める額		
大浴場（サウナ を含む。） 男・女		高校生以下	大浴場（サウ ナを含む。） 各1時間につ き	市内	3,400円
				市外	6,800円
		一般	大浴場（サウ ナを含む。） 各1時間につ き	市内	6,800円
				市外	13,500円

		一般（満65歳以上の者）	大浴場（サウナを含む。） 各1時間につき	市内 3,400円 市外 6,800円
--	--	--------------	-------------------------	------------------------

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 2 使用料の額は、料金の額と、料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて使用料を徴収する。
- 4 略
- 5 略
- 6 この表において市内とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 本市に住所を有する者又は本市に通勤若しくは通学する者
 - (2) 本市に所在する法人又は団体
- 7 この表において市外とは、前項に規定する者以外の者をいう。

別表第5（第9条関係）

区分		単位	料金
トレーニング室	中学生・高校生	1時間につき	市内 300円
			市外 600円
	一般	1時間につき	市内 600円
			市外 1,200円
一般（満65歳以上の者）	1時間につき	市内 300円	
		市外 600円	
大浴場（サウナを含む。）	高校生以下	1回につき	市内 600円
			市外 1,100円
	一般	1回につき	市内 1,100円
			市外 2,100円
	一般（満65歳以上の者）	1回につき	市内 600円
			市外 1,100円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とする。
- 2 使用料の額は、料金の額と、料金の額に消費税額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数がある

ときは、その端数を切り捨てた額) とする。

- 3 許可された時間を超えて使用したときは、その超過した時間に応じて使用料を徴収する。
- 4 この表において市内とは、本市に住所を有する者又は本市に通勤若しくは通学する者をいう。
- 5 この表において市外とは、前項に規定する者以外の者をいう。